



施設生活についてのお知らせ

アムニティホーム広畑学園

わたくしたちアムニティホーム広畑学園は兵庫県児童養護連絡協議会に属し、施設で生活する子どもたちのあらゆる権利が擁護され、一人ひとりの子どもたちが健康で安心して成長できるよう支援します。また保護者の皆様との信頼関係を築き、相互の協力により子どもたち自身の育つ力を伸ばすよう努めます。

施設を利用するにあたって、アムニティホーム広畑学園の生活を紹介します。ご協力をお願いいたします。

《施設の生活》



1. 毎日どんな生活をするの？

- 1) 幼児棟、小学生棟、中高生棟（男子棟、女子棟）の4つの生活棟があり、年齢及び成長（発達）に合わせて安定した楽しい生活が出来るように、職員や施設で共に生活する仲間と相談や工夫をしながら生活をします。
- 2) 当番、お手伝い、朝のジョギング、食事の準備・片付け、学習時間、行事などがあります。
 - ① 朝・夕2回、みんなで分担して掃除をします。また、休日の午前中には、日頃できない所の掃除や花植え等、いろいろなお手伝いをします。
 - ② 学園の仲間や先生、地域の方に元気な挨拶をして、気持ちよく一日をスタートします。
 - ③ それぞれの棟でみんな一緒に食事をします。中学生と高年齢児は当番を決めて、自分たちで料理を作ったり、片付けたりと協力しながら食事をします。行事食では、学園のお友達みんなで食事をします。
 - ④ 小学生は学校から帰ったら宿題をします。中学生、高年齢児は、夜の8時から9時までを学習時間と決めています。テスト前には時間を増やして学習します。また進路に合わせて、自主的に時間を増やしている子もいます。塾に通っている子もいます。
 - ⑤ 園内行事（春の遠足、棟旅行、クリスマス会など）、地域の行事（お祭り、子ども会の遠足など）、学校行事、招待行事、協議会行事（野球大会、バレーボール

たいかい
大会など) といった、たくさんの行事ぎょうじがあります。いろいろな出会い・体験たいけんを大切にしています。

3) それぞれの棟とうの特徴とくちょうを大切にしながら、生活せいかつをしているため、日課にっかは異なります。また棟内とうないであっても進路しんろによって異なる事ことがあります。

2. 生活せいかつのルールや約束やくそくはあるの？

みんなが安心あんしんした生活せいかつをおくるために次の5つのルールがあります。

5つのルール

- ① 自分じぶんを大切にたいせつにする。
- ② 人や物ひとものを傷きずつけない。
- ③ みんなと楽しく生活せいかつする。
- ④ 人に迷惑めいわくをかけない。
- ⑤ 困こまったことは相談そうだんする。



3. 物ものを施設しせつへ持もって行いけるの？

- 家で使つかっていた物もの (学用品がくようひん、衣類いりぬい、玩具がんぐなど) や大切にたいせつにしていたものを持もってくることが出来ます。わざわざ新あたらしい物ものを購こう入にゅうする必要ひつようはありません。生活せいかつに必要な物ものは、園えんで用意よういします。
- 貴重品きちょうひん、危険きけんな物ものなどは、職員しよくいんが預あずかる場合ばあいがあります。

4. 学校がっこうへ通かようの？

- やま山やまびこども園えん・・・1年間ねんかん (3才さい児)
- 姫路市立八幡幼稚園ひめじりつはちまんようちえん・・・2年間ねんかん (4才さい・5才さい児)
- 姫路市立八幡小学校ひめじりつやわたしょうがっこう・・・スクールバンドや陸上りくじょうなどクラブもあります。またとくべつしえんがつきゅう特別支援学級とくべつしえんがつきゅうもあります。
- 姫路市立夢前中学校ひめじりつゆめさきちゅうがっこう・・・野球部やきゅうぶ、バレエ部ば、ブラスバンドなど自分のやりたいクラブじぶんに入部にゅうぶします。特別支援学級とくべつしえんがつきゅうもあります。
- 義務教育後の進路ぎむきょういごしんろ・・・高等学校こうとうがっこう、大学だいがく、専門学校せんもんがっこうへの進学しんがくも可能かのうです。
就職しゅうしよく (就職後自立出来るようになるまでの間あいだ、学園がくえんより通勤つうきんも出来できます。)
職業訓練しよくぎょうくんれん (職業訓練校しよくぎょうくんれんがっこう、小規模福祉作業所しょうきぼふくししぎょうじよなどに通かよいます。)



5. 外へ出かけることはできるの？



- 幼 児・・職員が付き添って外出します。
- 小学校低学年・・校区内の外出はできます。
- 小学校高学年・・子どもだけの校区外への外出は出来ませんが、校区内であれば自転車での外出もしています。
- 中学生・・・・校区内の範囲としていますが、担当者との相談の上校区外の許可も出ます。（午後5：30分頃までとします。）
- 高校生・・・・外出場所、帰園時間などは、担当者と相談の上決めます。
 - * 外出の時には、行き先、帰園時間など約束をしっかりと守ります。
 - * アルバイトも出来ます。担当の職員と相談して決めます。

6. お小遣いはもらえるの？



1) 金額 (1ヶ月)

- ・2~4才児：200円 ・5才児：400円 ・小学校1~3年生：500円
- ・小学校4~6年生：1000円 ・中学生：2000円 ・高校生：4500円

* 学用品など必要な物は、学園で用意します。

2) 金銭管理

- 小学生までは、職員と一緒に買い物に行きます。中学生、高校生は、小遣い帳を付けて自己管理します。月の初めに担当と話し合い、本人が管理できる範囲の金額を各自でもち、それ以外は担当が預かります。
- お小遣いの一部と残ったお金、アルバイト代は自立のために貯金して管理します。

3) 児童手当

- 児童手当は、児童の自立に役立てるため、児童個人の通帳に入金して施設長が管理します。入所中に引き下ろすことはしません。

7. 携帯電話は持てるの？

- 高校生になると、生活の様子を見て携帯電話の使用について相談ができます。携帯電話は学園が契約しているものを使います。お小遣いから携帯使用料として月1,100円を払います。学園で決められている携帯電話の使用についてのルールを守って使用します。

8. 家族と会ったり家へ帰ったりすることはできるの？

- 家族と会うことも家に帰る事も出来ます。しかし、初めは、学園生活に慣れる事を優先する為に、しばらくの間控えてもらう事があります。
- その後は、保護者、こども家庭センターと相談して決めていきます。
- 電話や手紙でやり取りをすることも出来ます。
- 夏休み等長期の休みのほか、週末帰省も出来ます。
- 保護者の方々に、学校の行事の予定をお知らせしています。参観日など出来る範囲で参加して頂いています。
- 里親制度を活用し、ホームステイ（家庭生活体験）を体験することもあります。
- 機関誌「そだち」を発行し、子ども達の学園での様子をお伝えします。
- ホームページも開設しています。 (<http://aimu-wel.or.jp/>)



9. いじめや暴力から守ってもらえるの？

広畑学園では、子どもも大人も、いじめや暴力から守られ、安心できる生活を目指しています。大人であっても、子どもであっても暴力は決して許されません。暴力ではない別の方法で解決することを身につけていきます。

10. 自分の考えや希望、疑問を言うことができるの？

他の人を傷つけるおそれがない考えや希望、疑問は言うことができますし、大切にされる必要があります。広畑学園では、みんなの意見を大切にするために、いろいろな機会を用意しています。

- 小学生会・中高生会：月に1回、一緒に生活している仲間と、生活をする中で困っていることや協力すること、行事の計画などについて話し合ったりします。
- 意見箱：生活棟の玄関に置いてあります。自分の考えや希望、疑問などをメモに書いて入れることができます。定期的に職員が確認して、一緒に考えていきます。

11. 秘密は守られるの？

誰にも知られたくないことや見られたくないものがある場合、その気持ちは大切にされます。しかし、「人の命や健康にかかわること」、「周りの人に迷惑がかかること」、「社会のルールからはずれること」については、秘密にできないこともあります。

12. どのような宗教や考え方を信じてもいいの？

自分や他の人を傷つけたり、迷惑や心配をかけたりしなければ、どのような宗教や考え方も信じることができます。広畑学園が大切にしている考えのひとつに、伝統行事があります。日本の気候や長い歴史の中で育まれた文化を大切に受け継いでいくことで、豊かなところを持った人間に育ってほしいという願いがあります。



13. 進路や将来の夢はどうなるの？

進路は本人の考えを大切にしながら、広畑学園の先生、学校の先生、保護者、こども家庭センターの先生と相談しながら決めていきます。

自分の進路や将来についてよくわからないときは、広畑学園での生活を通して色々な体験を積み重ねながら、「自分のやりたいこと」や「向いていること」を少しずつ一緒に考えていきます。

《苦情の受付》

アメニティホーム広畑学園では、苦情受付担当者や解決責任者が決まっています。遠慮なく、ご意見をお寄せください。また第三者委員会や各こども家庭センター等に相談することもできます。

- 解決責任者 : 園長 山中 明世
- 苦情受付担当者 : 統括主任 森本 竜久
- 第三者委員会 : 根岸 清一 (社会福祉法人あいむ 監事)
: 倉本 和子 (社会福祉法人あいむ 評議員)
- こどもの権利擁護委員会 : FAX 079-230-1001

E-MAIL info@hyogo-kids.gr.jp

- _____ こども家庭センター :

TEL _____ (あなたの担当は _____ です)



令和 年 月 日

◎上記の説明をいたしました

説明者氏名 _____

◎上記の説明を受けました

利用者氏名 _____